



品 監 発 第 21 号
平成 29 年 9 月 7 日

品川区長
品川区議会議長
品川区教育委員会
品川区選挙管理委員会
品川区監査委員

} 様

品川区監査委員 島 田 幸太郎
同 森 井 じゅん
同 渡 辺 裕 一
同 大 倉 たかひろ

平成 29 年度前期一般監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条の規定に基づき実施した一般監査の結果について、下記のとおり報告する。

記

第 1 監査の主眼点

地方自治法第 199 条第 3 項の規定に基づき、各事務事業が同法第 2 条第 14 項（最少の経費で最大の効果）および第 15 項（組織及び運営の合理化）の趣旨に則り執行されているかどうか特に意を用い、以下の観点の主眼として監査を行った。

- 1 収入の確保が適正に行われているか。
- 2 予算が適正かつ効果的に執行されているか。
- 3 契約の締結および履行の確保が適正に行われているか。
- 4 事務事業の執行および管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- 5 財産の管理が適正に行われているか。
- 6 私費を含む現金の管理が適正に行われているか。
- 7 従前の指摘事項が是正されているか。

第 2 監査委員の関与

現監査委員 島田 幸太郎、森井 じゅんは、平成 29 年 4 月 10 日から同年 8 月 25 日までに実施した全ての監査に関与した。

前監査委員 石田 秀男、いながわ 貴之は、平成 29 年 4 月 10 日から同年 5 月 25 日までに実施した監査に関与した。

現監査委員 渡辺 裕一、大倉 たかひろは、平成 29 年 5 月 26 日から同年 8 月 25 日までに実施した監査に関与した。

第 3 定期監査（所管別監査）の実施

1 実施期間

平成 29 年 4 月 10 日から同年 8 月 25 日まで

- 2 対象部局（対象期間：平成 28 年度、平成 29 年度（監査実施日まで））

- (1) 区長部局
- (2) 教育委員会事務局
- (3) 区議会事務局
- (4) 選挙管理委員会事務局
- (5) 監査委員事務局

第4 定期監査（所管別監査）の結果

《区長部局》

1 収入事務について

- (1) 特別養護老人ホーム地域交流室使用料について、平成28年9月分の調定を同月30日付で行った際、調定漏れ（7,200円）が一部あったため同年12月28日付で追加の調定が行われている。適切な事務処理に努められたい。

（福祉計画課）

- (2) 武蔵小山創業支援センター使用料について、平成28年6月30日付で退去された入居者分の減額の調定（96,000円）を退去確認後速やかに行うべきところ、同年10月17日まで行われていない。適切な事務処理に努められたい。

（商業・ものづくり課）

- (3) 生活保護費弁償金について、同弁償金を月10,000円ずつ口座引落しにより返納している者から、平成28年9月15日に一括で200,000円の返納があったため、残金は1,865円となったにもかかわらず、同年10月11日に口座引落しにより誤って10,000円を引き落としたことから、過納分8,135円について同年12月15日に還付が行われている。適切な事務処理に努められたい。

（生活福祉課）

2 契約事務について

- (1) 平成11年1月18日付総務部長通知によれば「1件予定価格10万円以上の随意契約については、2者以上からの見積書を徴すること」とされているが、次の案件については特に合理的な理由が付されず1者の見積書により契約が締結されている。同通知に則り、契約事務の適切な執行に努められたい。

ア 平成28年5月6日付契約「(委託)平成28年度品川区青少年委員新任宿泊研修会に伴うバス借り上げ」214,700円

イ 平成28年10月14日付契約「網戸取付工事」108,000円

ウ 平成28年11月1日付契約「上大崎シルバーセンター女子脱衣場壁補修工事」231,120円

エ 平成29年2月13日付契約「ゆたかシルバーセンター水道メーターボックス取替工事」240,840円

オ 平成29年3月10日付契約「東品川シルバーセンター湿度調節器設置工事」119,880円

カ 平成29年3月15日付契約「大崎高齢者多世代交流支援施設隣地ネットフェンス改修他工事」213,840円

キ 平成28年12月6日付契約「にじのひろば荏原2階修繕工事」118,800円

（ア子ども育成課、イ～カ高齢者地域支援課、キ障害者福祉課）

(2) 物品購買契約について、主管課契約を締結した時期にかかわらず、納入期限を平成 29 年 3 月 31 日としている事例が少なからず見受けられる。契約の締結にあたっては、必要な時期と納品までに要する期間を考慮したうえで納入期限を設定されたい。(木密整備推進課)

3 支出事務について

平成 28 年 4 月 1 日付契約「廃棄物運搬請負契約」について、同年 5 月分の請求書に金額の誤り（同一事業者が同契約とは別に締結している「廃棄物運搬請負契約(品川区資源化センター残さ臨時回収)」の同年 5 月分の請求額が含まれていた）があったにもかかわらず支出を行ったことにより過払が生じたため、歳出の戻入がなされている。適切な事務処理に努められたい。(品川区清掃事務所)

4 事業の執行方法について

(1) 品川区公印規則第 3 条の規定によれば「公印の新調および改刻は、総務部長が行う」とされているが、平成 29 年 3 月 17 日付契約「ゴム印他」14,038 円において、各種ゴム印とともに公印（品川区割印）が主管課契約により発注されている。同規則に則り、適切な事務処理に努められたい。

(保健予防課)

(2) 災害時における応急用精米の優先供給に関する協定について、同協定によれば、区は協定の相手方から毎年 9 月とその翌年 3 月に応急用精米の保有状況の報告を受けるとされているが、平成 28 年 9 月分の保有状況の報告を求めている。同協定に則り、適切な事務執行に努められたい。(防災課)

5 現金の管理について

前渡金について、品川区会計事務規則第 85 条第 1 項第 1 号の規定によれば前渡金の精算は「その用件終了後 5 日以内」に行うとされているが、平成 28 年 9 月 30 日付で購入した「品川区制 70 周年記念「しながわ百景」オリジナルフレーム切手」450,000 円の精算が同年 11 月 4 日まで行われていない。同規則に則り、適切な事務執行に努められたい。(広報広聴課)

6 指定消耗品の管理について

消耗品受払簿の記帳等について、次のとおり不適切な事例がある。品川区物品管理規則第 25 条の規定に則り、指定消耗品の適切な管理に努められたい。

ア 平成 28 年度郵券受払簿に翌年度繰越の記帳がされていない。

イ 平成 29 年度郵券受払簿について、82 円切手の繰越枚数を 123 枚と記帳すべきところ 131 枚と誤記帳されている。

ウ 30 円切手および記念品用絵はがき(50 円)の受払簿が作成されていない。

(ア総務課、税務課、子ども家庭支援課、住宅課、環境課、品川区清掃事務所 イ人権啓発課 ウ地域活動課)

《教育委員会事務局》

1 契約事務について

平成 28 年 11 月 10 日付契約「(印刷) 卒業証書・修了証書」665,040 円について、卒業証書および修了証書への印刷のため事業者に渡した各学校印の印影に一部誤りがあったことにより、平成 29 年 2 月 9 日付契約「修了証書・卒業証書(追加分)」48,000 円により差替えのための追加分の印刷が行われている。履行前に十分確認を行うなど、適切な事務処理に努められたい。(学務課)

2 支出事務について

平成 28 年 4 月 1 日付契約「テープ反訳委託(単価)」により年間で単価委託契約が締結されているにもかかわらず、次のとおり反訳委託が主管課契約により別途締結され、支出が行われている。適切な事務執行に努められたい。

ア 平成 28 年 9 月 1 日付契約「反訳(第 1 回いじめ根絶協議会)」16,200 円

イ 平成 28 年 10 月 3 日付契約「反訳(第 1 回いじめ対策委員会)」32,400 円

ウ 平成 29 年 1 月 10 日付契約「反訳(第 2 回いじめ根絶協議会)」16,200 円

(教育総合支援センター)

3 指定消耗品の管理について

平成 29 年度郵券受払簿について、10 円切手の現在高と現品数が 1 枚相違している。品川区物品管理規則第 25 条の規定に則り、指定消耗品の管理を徹底されたい。(庶務課)

《区議会事務局》

指摘すべき事項は認められない。

《選挙管理委員会事務局》

指摘すべき事項は認められない。

《監査委員事務局》

指摘すべき事項は認められない。